

Title	『人間の本性と運命』第2巻<人間の運命> 第9章<神の国と正義のための戦い> (The Kingdom of God and The Struggle for Justice)について」報告(2014年度 第1回人文科学研究会：ラインホルド・ニーバー研究会)
Author(s)	齊藤, 伸
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.24-No.1, 2014.9 : 43-44
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5151
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

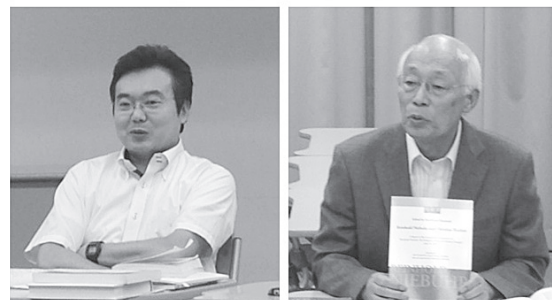
2014年度 第1回人文科学研究会
 ～ラインホルド・ニーバー研究会～
 『人間の本性と運命』第2巻〈人間の運命〉 第9章〈神の国と正義のための戦い〉
 (The Kingdom of God and The Struggle for Justice) について」報告

7月21日(月)、聖学院大学上尾キャンパス4号館4階第一会議室において、本学人文学部の柳田洋夫准教授を発題者とする人文科学研究会が開催された。参加者は11名であった。この研究会は、昨年度まで科研費補助金研究「ラインホルド・ニーバーの宗教・社会・政治思想の研究」(課題番号:23320025、研究代表者:高橋義文)として行われてきた一連の研究を踏襲し、いっそう広い視野のもとで展開されるものである。本年度初となるこの研究会の主題は「神の国と正義のための戦い——ニーバー『人間の運命』第9章をめぐって」であり、発題者が訳出したニーバーのテキストから抽出された主要な議論、およびそれに関する発題者独自の解釈が述べられた。以下、本稿ではそれらの概要を記す。

発題者によると、ニーバーの名著『人間の本性と運命』第2巻、「人間の運命」第9章「神の国と正義のための戦い」での議論は、次のように要約される。すなわちそれは、「〈政治〉(government)という実践的場面における愛と正義の弁証法もしくは逆説についての考察」である、と。このテキストが著されたのは1939年の秋であって、まさにその年の9月にドイツによるポーランド侵攻によって第二次世界大戦が勃発した時分であった。そのためこのテキストの背景として、「ナチスの台頭への危機感と新たな国際的秩序への展望」をニーバーが模索していたと発題者は指摘する。ニーバーにとって正義のための戦いとは、歴史的経験の可能性と限界を示すものであって、それは知的な探求というよりもむしろ論理を超えた活力(vitality)と権力(power)に関わっている。彼にとっての「正義」は絶対的ではなくむしろ相対的なものであるため、その合理主義的な理解は退けられる。しかしながら同時に彼は、正義の普遍妥当性を見出すことをまったく放棄するような、単なる相対主

義的理解をも退ける。このようなどちらか一方に極端に振り切れた考え方は他のコンテクストでも批判されていて、たとえば人間の自然状態に関するルソーとホッブズの両極的な解釈は、それぞれに問題点が指摘されている。むしろ彼は、どちらか一方に振り切れてしまうのではない、両者のせめぎ合いを看取するのであって、活力と理性の統一体としての人間、および共同体は、合理的であると同時に情緒的で意志的な力を含むものと見なされなければならないと言う。このような特定の思想潮流やイデオロギーに則った世界観的な哲学を拒絶するところにニーバーの問題意識の鋭敏さが現れていると言えるだろう。

ところで人間は、理性をもつ存在であるため自分自身のみならず他者の利害をも考慮することができる存在である。理性の力によって人間はまったく本能や衝動に埋没しただけの存在であることから脱している。しかしながらニーバーは、けっ



研究会風景(上段)
 発題者:柳田准教授(下段左)
 高橋ニーバー研究センター長(下段右)

して人間の理性が不偏的で万能的なものとは考えていない。それゆえ理性に備わったア・プリオリな機能を拠り所とする「自然法」もまた、彼にとってはそれほど大きな価値をもつものではない。むしろ彼は、それをも一つのイデオロギーに過ぎないと見なしていて、実定法との間に質的な相違を認めていない。それゆえこのようなニーバーに特徴的な理解は、通常は積極的で合理的な構図において位置づけられる「愛」と「正義」の関係に、さらに消極的關係や矛盾、そして現実の人間における罪や利己主義、そして理性の限界をも考慮にいたれた現実性を常に射程に捉えたものであると言えるだろう。

また、彼は神学的な議論を前提としながらも、けっしてそこに留まり続けるのではない。そのことは、たとえば彼が「恵み」と「自然」という神学的な用語を、社会的・道徳的な意味に「翻訳」して用いていることに現れている。ここで彼にとっての「自然」は、正義についての歴史的可能性を示し、「恵み」は完全な愛についての理念的可能性を示している。それゆえ発題者は、こうした「神学的用語の社会的問題に即した大胆な〈翻訳〉の試みが示すように、一見世俗的な言説をも含めて神学が隅々まで浸透している」と主張し、しばしばなされる「ニーバーに神学が不足している」という批判には誤解が含まれていて妥当ではないことを結論として指摘した。

60分間の発題の後に設けられた質疑応答では、ニーバーの法解釈と著名なユダヤ系の法学者であるハンス・ケルゼンのそれとの比較にまで議論が拡大するなど、活発な意見交換の場となった。

(文責：齊藤 伸 [さいとう・しん] 聖学院大学基礎総合教育部ポスト・ドクター)